

平成27年度（第1回）宮城県道路メンテナンス会議

日時：平成27年6月8日

13:30～15:30

場所：県庁1F みやぎ広報室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
 - (1) H27年度道路メンテナンス会議の取り組みについて
 - (2) H27年度におけるパネル展、見学会、研修会等の実施について
4. 意見交換
5. 閉 会

平成27年度 第1回 道路メンテナンス会議



国土交通省 東北地方整備局 提供資料

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない



メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設

- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める**統一した基準**により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一した尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保 (通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する**大規模修繕・更新**に対して支援する**補助制度**

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の**地域一括発注**や**複数年契約**を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、**国や高速会社等が点検や修繕等を代行**(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした**研修の充実**

[技術]

- 点検業務・修繕工事の**適正な積算基準**を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための**資格制度**
- 産学官によるメンテナンス技術の**戦略的な技術開発**を推進

[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

資料1-1

資料1-2

資料1-3

資料1-9

資料1-10

資料1-4

資料1-11

資料1-5

資料1-6

資料1-7

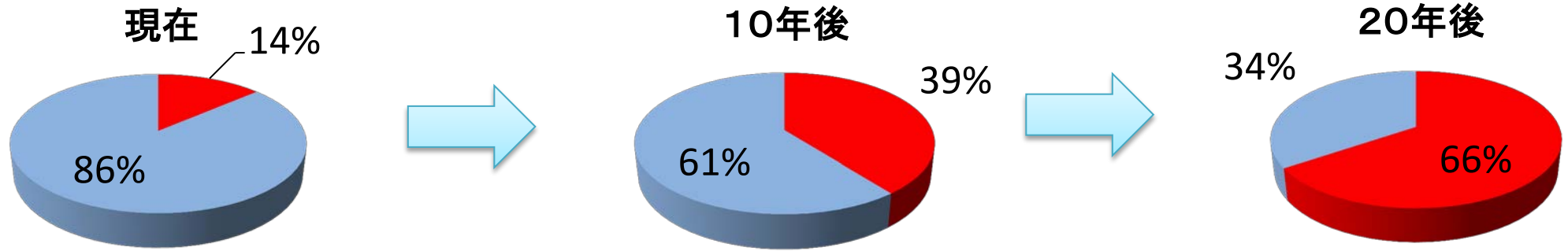
資料1-8

道路施設の現状（高齢化の割合）

◆建設後50年以上（高齢化）の割合

橋梁

・東北における橋梁（橋長2m以上）のうち、建設後50年以上経過する橋梁は14%（2014時点）で、10年後（2024年）には39%、20年後（2034年）には66%に拡大します。

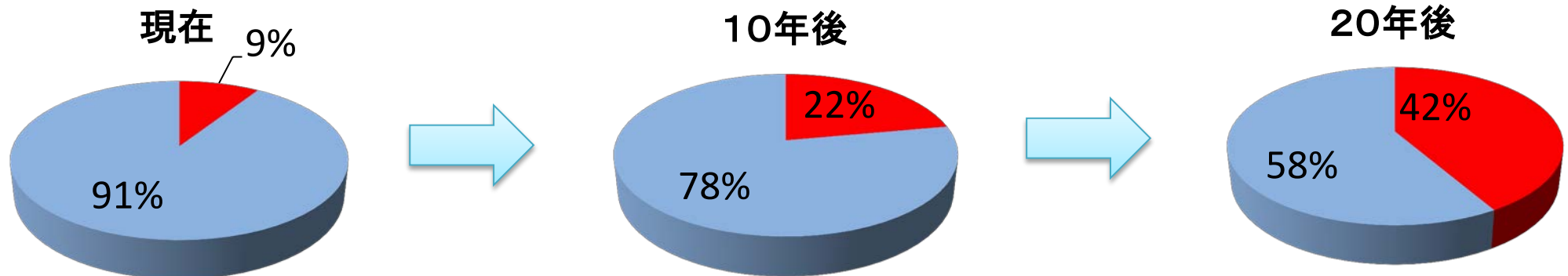


建設後50年以上経過の橋梁の割合（10年単位）

注）・建設年次が把握されている約5.1万橋で整理（直轄・地公体含む）

トンネル

・東北におけるトンネルのうち、建設後50年以上経過するトンネルは9%（2014時点）存在し、10年後（2024年）には22%、20年後（2034年）には42%に拡大します。



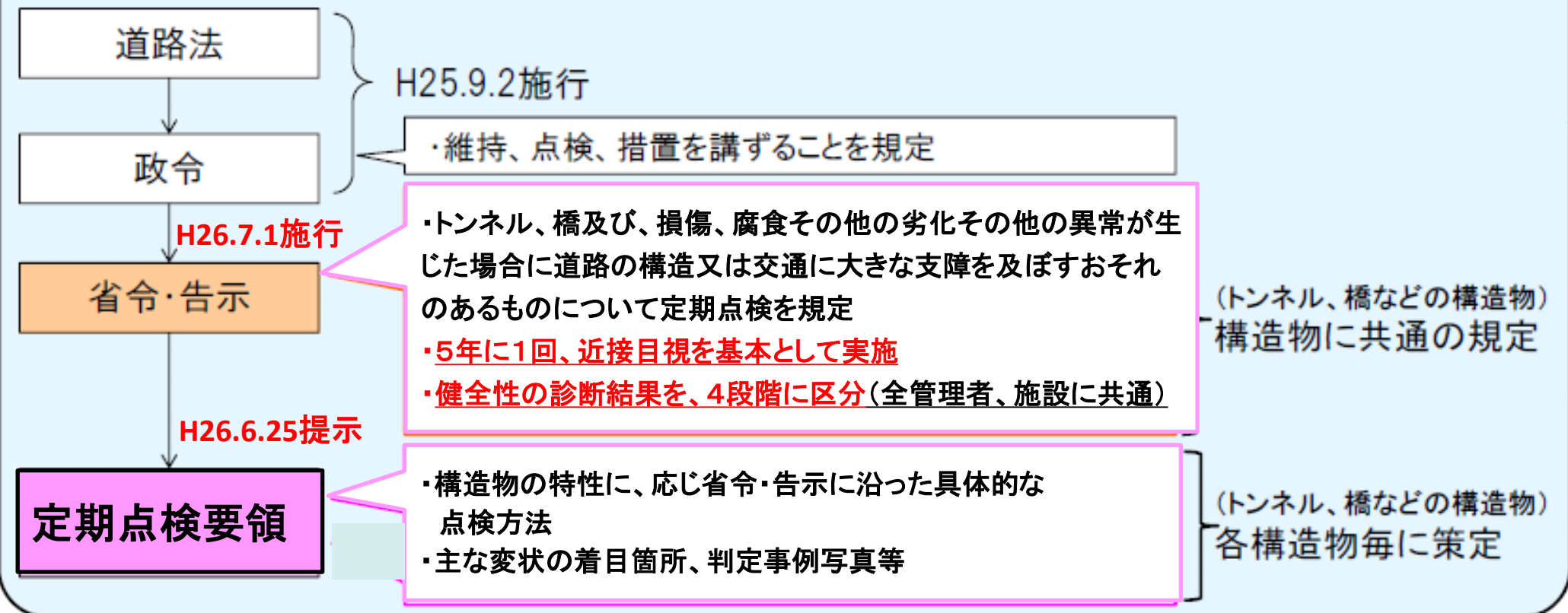
建設後50年以上経過のトンネルの割合（10年単位）

注）・建設年次が把握されている約1,000箇所を整理（直轄・地公体含む）

点検に関する法令関係

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

法令・定期点検基準の体系



- 市町村における点検・診断結果は、道路メンテナンス会議で評価
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)の橋梁等は、「通行止め」「通行規制」もしくは「応急措置」等を実施した上で、「修繕」「更新」「撤去」のいずれかの措置方針を速やかに決定

【点検・診断結果の評価】

- (1)道路メンテナンス会議において、各道路管理者ごとの点検・診断結果を集計し、共有
- (2)各道路管理者の責任の下、(1)を参考に自らの点検・診断結果をチェックし、必要に応じて対応。そのうえで、判定区分割合は最終的に公表

定期点検結果を踏まえた橋梁の判定区分割合(イメージ)

判定区分	I	II	III	IV
橋梁	〇%程度	〇%程度	〇%程度	〇%程度

※橋梁の築年数、交通・地形・気象等の環境等を考慮した分類を検討
※判定区分 I:健全 II:予防保全段階 III:早期措置段階 IV:緊急措置段階

【判定区分Ⅳとされた施設の措置】

- (1)「**通行止め**」「**通行規制**」もしくは「**応急措置**」等を実施した上で措置方針を速やかに決定し、道路メンテナンス会議へ報告
- (2)措置方針は「**修繕**」「**更新**」「**撤去**」のいずれかから**選択**するとともに、**その実施時期を明確化**

【緊急対応事例】

■兵庫県高砂市 ^{たかさご}谷川橋 ^{たにがわ}
1972(昭和47年)開通:43歳

【経緯(平成27年)】

○2月4日:定期点検で、
著しい断面欠損を確認



○2月5日:学識経験者へ意見聴取→**判定区分Ⅳと診断**

○2月7日~:**通行止め**(緊急対応)

○平成27年度内:修繕工事を実施予定

■愛知県犬山市 ^{いぬやま}彩雲橋 ^{さいうんばし}
1929(昭和4年)開通:86歳

【経緯(平成27年)】

○2月19日:定期点検で、**Co支柱の傾斜・洗掘を確認(判定区分Ⅳの疑い)**

Co支柱の傾斜、下面岩盤接着部の洗掘



※毎日、変状を確認するため犬山市によりパトロールを実施

○3月4日:犬山市から名古屋国道事務所へ**支援要請**

○3月4日:中部地方整備局職員が現地確認し、技術的助言
→**道路管理者の判断として、判定区分Ⅲと診断**



地方公共団体の三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）に対して、国が各都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

現状の問題点

- 地方公共団体における三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

新たな対応

- 国が各都道府県と連携し、『道路メンテナンス会議』を設置する。

〈体制〉

都道府県毎に以下の構成員により設置

- 地方整備局（直轄事務所）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 道路公社
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等）

〈役割〉

- ① 研修・基準類の説明会等の調整
- ② 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
- ④ 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
- ⑤ 技術的な相談対応



秋田県道路メンテナンス会議の状況

◆平成26年度

○「定期点検要領」の策定

(道路橋、道路トンネル、シェッド、大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等の直轄、自治体版の要領を策定)

○各県道路メンテナンス会議の開催

- ・第1回 ・会議の立ち上げ、設立趣意、規約等の承認
- ・第2回 ・点検計画の策定に向けて情報の共有
- ・第3回 ・橋梁やトンネルなどの5カ年の点検計画を策定、公表

○メンテナンスに関する研修の実施

(各県において、橋梁・トンネル等の研修を実施)

○老朽化に関する広報の実施

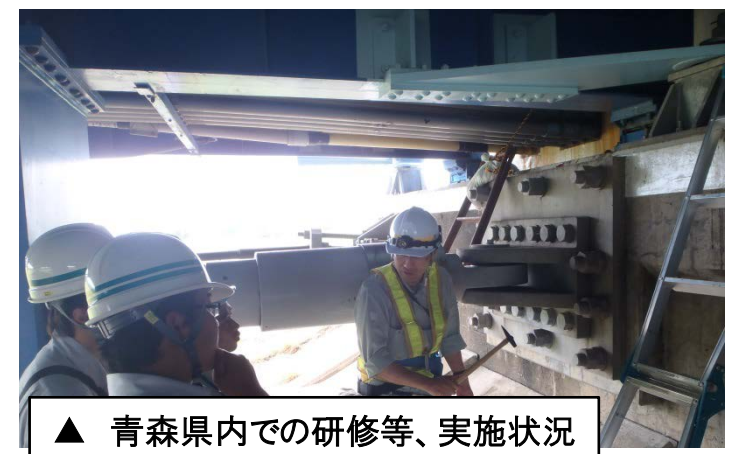
(ホームページの開設、パネル展示などを実施)

○東北地方連絡会議、跨道橋連絡会議開催の開催

(跨線橋、跨道橋等に関する連絡調整会議を実施)



▲道路メンテナンス会議 山形県開催状況



▲青森県内での研修等、実施状況

◆平成27年度【予定】

下記について、各県道路メンテナンス会議で議論予定

- ・平成26年度の点検結果の取りまとめ
- ・点検計画に基づいた定期点検の実施状況
- ・情報の把握・蓄積。情報の共有化・見える化など



▲国民への発信(パネル展の実施状況)

国民の理解・協働の促進①

※H27.4.8社整審
基本政策部会資料より

- 平成26年度より全道路管理者において、橋梁・トンネル等の近接目視による定期点検や健全度の判定、点検・診断結果に基づいた措置を実施。これらについて結果を『見える化』し、国民の理解を促進するため『道路メンテナンス年報』を作成
- 『道路メンテナンス年報』は、全道路管理者の点検状況等を毎年とりまとめ公表。また、収集したデータを共有できるシステムを検討

『道路メンテナンス年報』のイメージ①

【目次(橋梁の例)】

- I. 橋梁の諸元・現状
(管理者別橋梁数・橋面積、橋長別橋梁数、建設年度別橋梁数)
- II. 点検・診断
(点検計画、平成26年度定期点検実施状況、平成26年度点検結果、判定区分Ⅳのリスト)
- III. 措置
(判定区分Ⅳの措置状況)

【データ収集項目】

《諸元》

施設名、路線名、建設年度、施設延長(橋長)、幅員、幅員、管理者名、上下線、当該施設の緊急指定道路の指定(1~3次)、橋梁下条件(緊急指定道路、新幹線、その他鉄道)等
※不明データについては順次更新(建設年度、幅員等)

《点検データ》

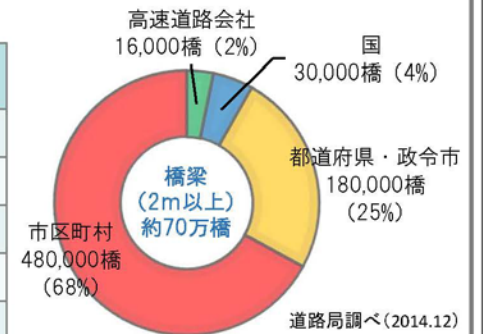
点検計画、点検実施年月日、橋梁全体・部材毎の判定区分、修繕計画、修繕内容、措置記録 等

【I. 橋梁の諸元・現状(管理者別の状況)】

○約70万橋のうち、地方公共団体が管理する道路橋が約66万橋と全体の9割以上

■ 道路管理者別橋梁数・橋面積

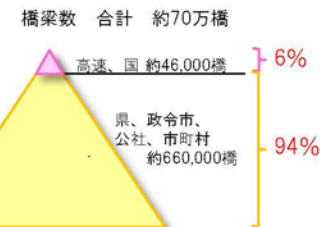
	橋梁数	橋面積
国		
高速道路会社		
都道府県		
市区町村		
合計		



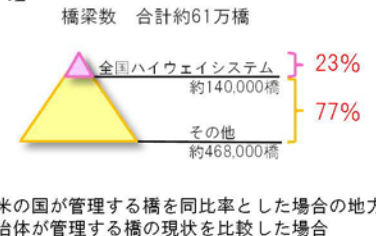
■ 道路橋に関する米国との比較

出典) 日本 道路局調べ(2014.12)
米国 橋梁数、橋面積: U.S. Department of Transportation
FHWA National Bridge Inspection 2013年

【日本】



【米国】



※H27.4.8社整審
基本政策部会資料より

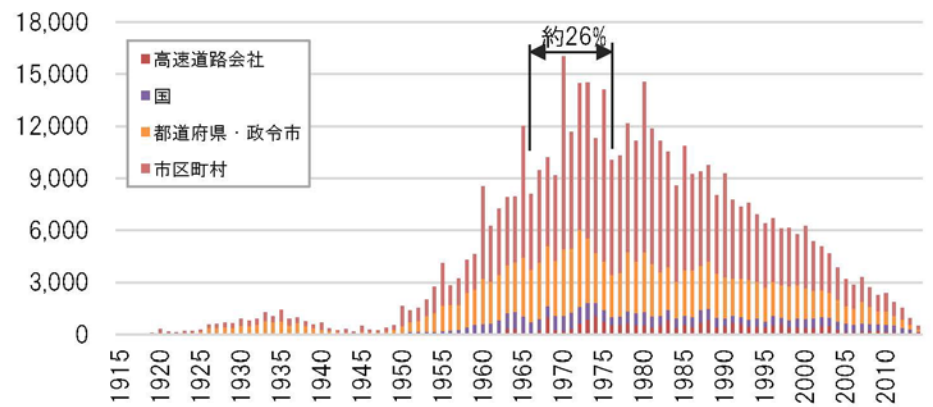
国民の理解・協働の促進②

『道路メンテナンス年報』のイメージ②

【Ⅰ. 橋梁の諸元・現状(建設年度別の状況)】

- 高度成長期である1970年代に建設された橋梁が約26%
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%だが、10年後は約42%に急増

■ 建設年度別橋梁数分布

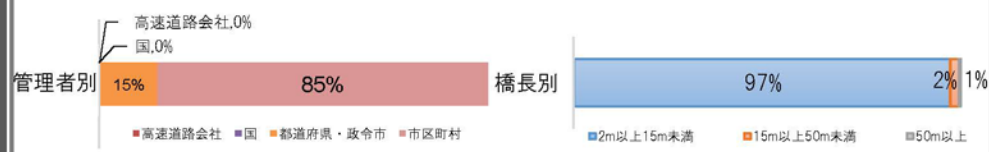


※ この他に建設不明橋梁が約24万橋

■ 建設後50年を経過した橋梁数 (2015時点、2025時点)



■ 建設年度不明橋梁の内訳



【Ⅱ. 点検・診断、Ⅲ. 措置】

- 平成26年度、全道路管理者の定期点検実施率は、道路橋約10%、道路トンネル約15%、道路附属物等約16%
- 緊急措置が必要な橋梁(判定区分Ⅳ)は●橋

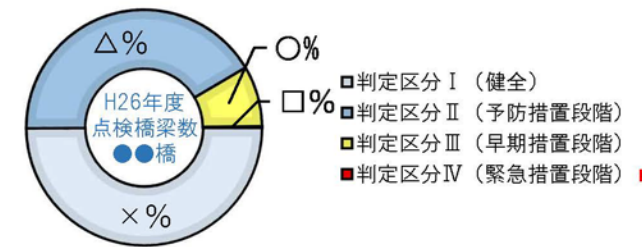
■ 平成26年度定期点検実施状況 (管理者別)

	橋梁数	H26実施数	実施率
国			
高速道路会社			
都道府県・政令市			
市区町村			
合計			

■ 跨道橋・跨線橋 点検実施状況

	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する橋梁
点検実施率	○%	○%	○%

■ 平成26年度定期点検結果 (直轄国道の道路橋)



■ 判定区分Ⅳ (緊急措置が必要) の箇所リスト

橋梁名	道路管理者	設置年	橋梁の状態	措置方針
○○橋	××市	1987	床版に亀裂	通行規制
△△橋	××町	1965	支承の腐食	通行止め
.
××橋	□□村	1988

◆開催（平成27年度第1回予定）

名 称	開催日(予定)
山形県道路メンテナンス会議 (会長:山形河川国道事務所長)	H27年5月29日
福島県道路メンテナンス会議 (会長:福島河川国道事務所長)	H27年6月 1日
岩手県道路メンテナンス会議 (会長:岩手河川国道事務所長)	H27年6月 2日
秋田県道路メンテナンス会議 (会長:秋田河川国道事務所長)	H27年6月 4日
宮城県道路メンテナンス会議 (会長:仙台河川国道事務所長)	H27年6月 8日
青森県道路メンテナンス会議 (会長:青森河川国道事務所長)	H27年6月11日

H26. 5. 23 青森県



H26. 5. 20 岩手県



H26. 5. 28 福島県



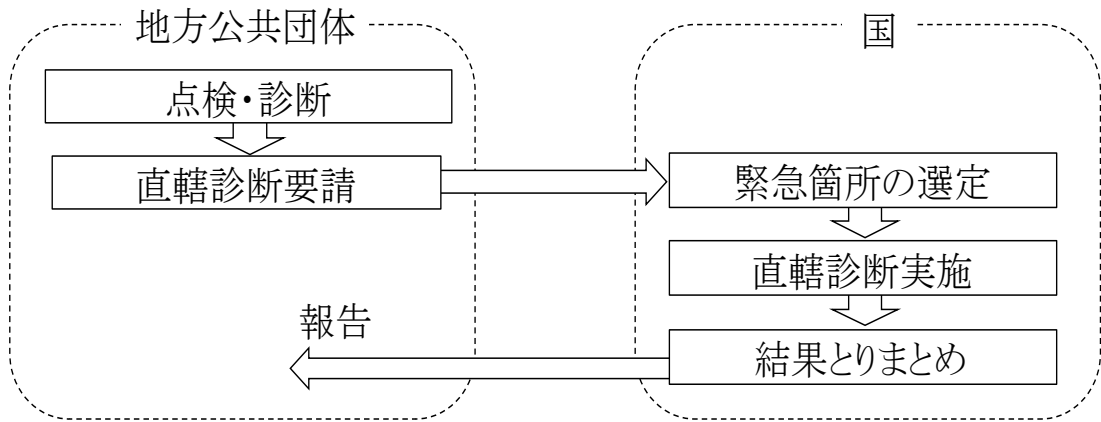


※H27.4.23社整審 基本政策部会資料より

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断」を試行的に実施
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業の着手を検討

直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等)に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

【全体の流れ】



【直轄診断の実施状況】



【H26直轄診断実施箇所と診断結果概要】

■三島大橋(福島県三島町)

アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見



■大前橋(群馬県嬲恋村)

床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行

なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要



■大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)

メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



跨道橋連絡会議（仮称）の設置について

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div> </div>				<p style="text-align: center; color: green;">跨道橋 連絡会議 （仮称） 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p> 	<p style="text-align: center; color: orange;">地方連絡会議</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 整備局 運輸局</p> 
直轄							
公社							
都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路							
道路法外	その他	個別協議				—	—
	鉄道	<p style="text-align: center; color: orange;">地方連絡会議（整備局毎に設置済） <事務局>整備局・運輸局</p> 				—	—

跨道橋・跨線橋の点検について

【跨道橋の点検について】

- ・跨道橋については、第三者への被害防止のために、優先的に点検を実施。
 - ・緊急輸送道路*を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設（農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等）の点検・診断、補修等の状況把握のため、「**跨道橋連絡会議**」（議長：国道事務所長）を道路メンテナンス会議の下部組織として設置（H27.3開催）⇒H27年度も状況を把握し点検を要請
- *高速道路、直轄国道、公社道路は全ての道路を対象

【跨線橋の点検について】

- ・東北地整は、JR東日本等と跨線橋点検に関する包括協議を行い、東北管内全ての道路管理者の、**5年間の跨線橋点検計画を含んだ確認文書を締結（H27.4）**。
- ・今後、**H26年度の点検実施状況を精査**し、状況を踏まえ、JRと再度協議して、跨線橋点検計画を見直し。
- ・各道路管理者は、跨線橋点検にあたり、鉄道事業者と橋梁毎の個別協定を締結。

＜JR東日本及びJR貨物の跨線橋点検計画（H27.4）の跨線橋数（精査中）＞

	H26	H27	H28	H29	H30	合計
東北全体	79	165	265	240	284	1,033
宮城県	7	42	39	27	41	156

高速道路跨線橋の点検状況について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年2月10日
道路局

高速道路跨道橋の点検状況について

高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関しては、平成25年10月に会計検査院が高速道路6会社[※]に処置要求、平成26年6月には参議院警告決議がなされ、点検の実施や必要な補修を行うことが求められています。

これを受けて、国土交通省では、道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関して、平成26年度内にすべて点検を完了する予定であり、引き続き省令に基づく5年に一度の近接目視点検を行いながら、必要な補修を実施することとしています。

また、高速道路6会社に、高速道路跨道橋の管理者との情報共有体制の構築や、管理者に対して点検や補修の実施を要請するよう指示し、自らも高速道路跨道橋の所管省庁に、同様の要請を行ってきました。

さらに、管理者が老朽化した高速道路跨道橋を撤去する取り組みもはじまっています。このたび、これらの取り組みの一環として、平成27年1月1日時点の高速道路跨道橋の点検状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月末までに点検済みとなる跨道橋数 (③)	5,469橋
点検実施率 (③/①)	94%

今後も引き続き、高速道路のすべての跨道橋が速やかに点検されるよう取り組むとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保してまいります。

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

(参考) 跨道橋を含む橋梁の老朽化対策の取り組み

高速道路跨道橋の取り組み

■情報共有体制の構築

- 国土省の「道路メンテナンス会議」、高速道路会社の「跨道橋連絡協議会」を通じて情報共有を図るとともに、点検推進を支援

跨道橋連絡協議会での取り組み

- 跨道橋連絡協議会の概要
(平成25年12月までに全都道府県毎に設置)

【対象】
高速道路を跨ぐ跨道橋（道路法外の跨道橋も含む）

【体制】

- ・ 高速道路会社
- ・ 地方整備局
- ・ 地方公共団体
- ・ 道路会社
- ・ 民間会社 等



協議会開催状況

- 取り組み状況等

- 情報共有
- 点検実施の要請
- 新たに道路メンテナンス会議の下部組織として設置される「跨道橋連絡会議(仮称)」へと発展的に改組(平成26年度内)

■技術協力、点検・補修の促進

- 高速道路会社が市町村等の跨道橋管理者から受託し、点検、補修を実施



点検実施状況

補修実施状況

平成26年度の受託・請負状況(平成27年1月1日時点)

- ・ 点検: 108自治体、432橋
- ・ 補修: 45自治体、103橋

■所管省庁への要請

- 点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に、点検促進を要請する文書を発出

道路法以外の施設で、点検未実施の跨道橋に関しては、管理者及び所管省庁に、速やかな点検や必要な補修の実施を要請

道路橋全体での取り組み

■点検義務の明確化

- 道路法施行規則を改正し、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 円滑な点検実施のため、変状の着目箇所等を記載した定期点検要領を策定

□ 道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とすること。

□ 定期点検要領(平成26年6月)

【対象となる道路橋造物】

- ・ 連続橋
- ・ 連続トラス橋
- ・ シェッド、大型カルバート等
- ・ 橋脚少連橋
- ・ 門型橋梁等



■体制の構築

- 平成26年7月までに全都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置し、情報共有を図るとともに効果的な点検実施推進を支援

□ 道路メンテナンス会議

- 【体制】
- ・ 地方整備局(国道事務所)
- ・ 地方公共団体
- ・ 高速道路会社
- ・ 道路会社



会議開催状況

跨道橋の点検推進に向けた取り組み

- 高速道路上の跨道橋のうち、道路法上の橋梁は平成26年度内に全て点検完了予定
- 道路法以外の跨道橋の点検推進のため「跨道橋連絡会議」を平成26年度内に設置し、引き続き管理者及び所管省庁に点検実施を要請

道路構造物のメンテナンス

■地方自治体への支援（各種研修等）

※H26年度実績：延べ54名の地方公共団体職員（38区市町村）が受講

【H27年度研修（計画）】

①道路構造物管理実務者研修

〈東北技術事務所〉

対 象：自治体職員及び直轄職員

予定人数：200名程度（うち自治体職員160名程度）

時 期：橋梁Ⅰ H27.7.6～7.10 及び H27.9.14～9.18

橋梁Ⅱ H27.11.17～11.20

トンネル H27.8.25～8.28 各40名程度

目 的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。

募集時期：4月～9月下旬（予定）



②メンテナンス研修：橋梁

〈1～2日間、各県内毎に開催（調整中）〉

対 象：自治体職員（及び直轄職員）

予定人数：1会場40名程度（調整中）

時 期：6月以降

目 的：管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁など構造物に係る点検要領の理解に係わる講義



＜点検パネル展・「道の駅」たろう＞



＜点検パネル展・「道の駅」十文字＞



＜点検パネル展・「道の駅」いいで＞



＜点検パネル展・「道の駅」ひらた＞



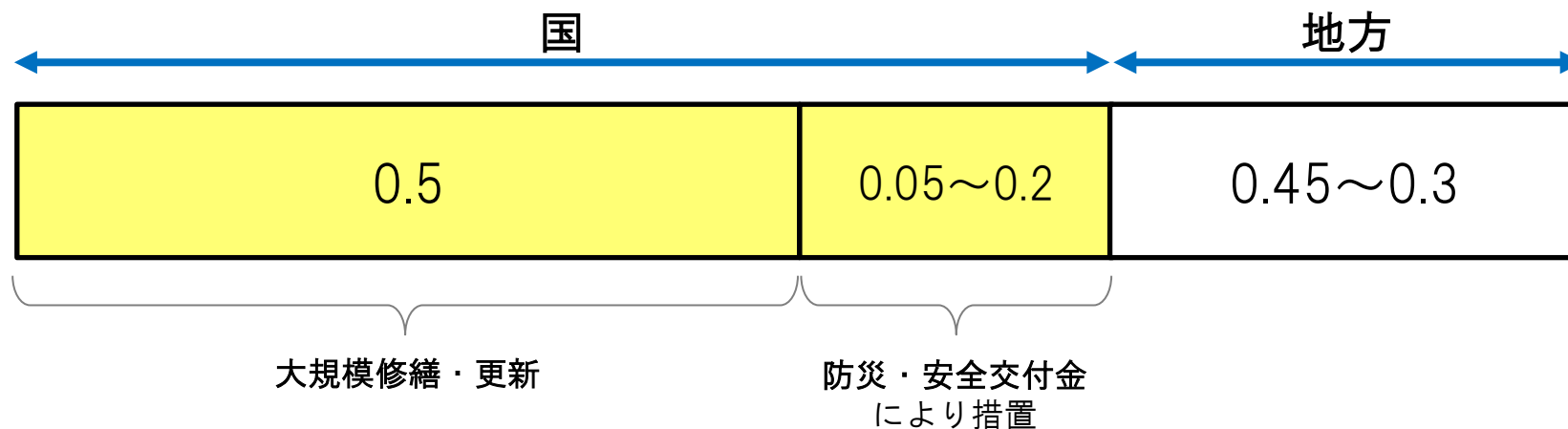
※H27.4.15
道路整備促進期成同盟会全国協議会
組織財務委員会・都道府県幹事会合同会議より

○地方公共団体における大規模修繕・更新を複数年にわたり集中的に支援するため、新たな個別補助制度(大規模修繕・更新事業)及び当該制度に係る国庫債務負担行為制度を創設する。

新たな個別補助制度

補助率：現行法令通り

(ただし、現行の交付金国費率までの範囲内で、当該補助率を上回る分について防災・安全交付金により措置)



➡ **個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実に予算が充当**

要件

- ・ 都道府県・政令市の管理する道路の場合 : 全体事業費100億円以上
- ・ 市区町村の管理する道路の場合 : 全体事業費 3億円以上 のものに限る

道路事業における地域一括発注の取組について

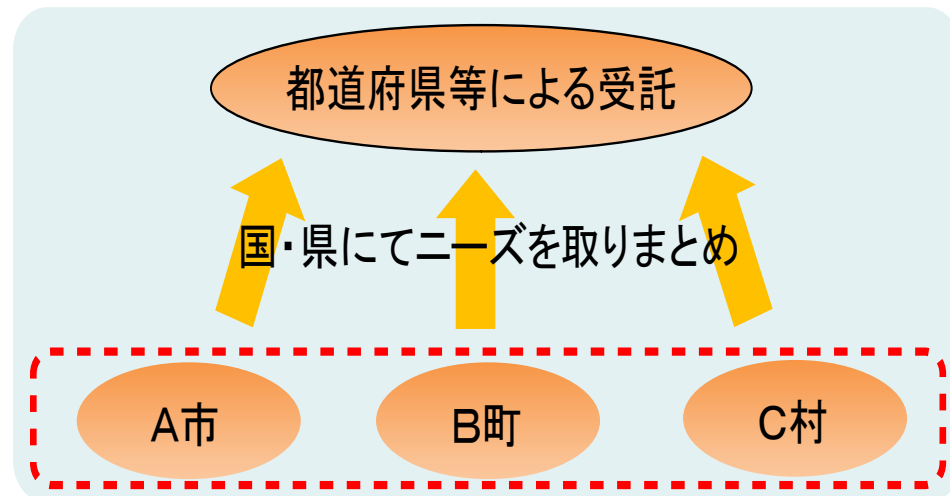
○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施

※平成26年度は、東北では、宮城、秋田、山形、福島

※平成27年度は、東北では、岩手、宮城、秋田、山形、福島で実施予定

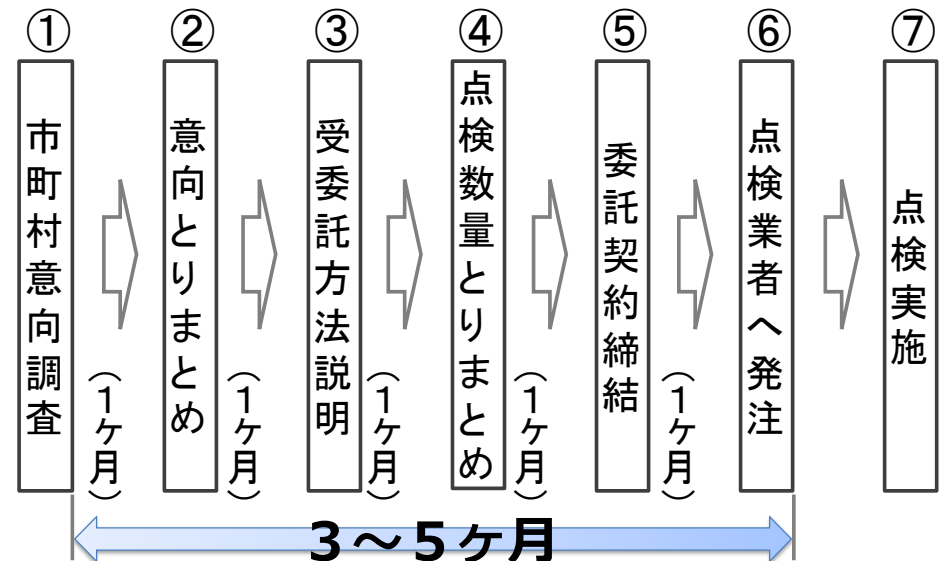
【イメージ図】

- 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注





平成27年5月27日
道 路 局

高速道路跨道橋の点検状況について（その2）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。

このたび、平成26年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめたので、お知らせします。

（ポイント）

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべて点検を完了
- 高速道路6会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
- 老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月31日時点で点検済みの跨道橋数 (③)	5,562橋
点検実施率 (③/①)	96%

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
03-5253-8111(内線 38382) 03-5253-1619(FAX)

【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】

環境安全課 企画専門官 和田 賢哉
03-5253-8111(内線 38132) 03-5253-1622(FAX)

〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(都道府県別)

所在する 都道府県	跨道橋数 ①	平成27年2月10日公表				平成27年3月31日時点	
		平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み		点検実施数 ④	点検状況 ④/①
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①		
北海道	327	304	93.0%	304	93.0%	305	93.3%
青森県	72	67	93.1%	69	95.8%	69	95.8%
岩手県	109	106	97.2%	106	97.2%	106	97.2%
宮城県	111	109	98.2%	110	99.1%	110	99.1%
秋田県	79	65	82.3%	67	84.8%	68	86.1%
山形県	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%
福島県	194	164	84.5%	165	85.1%	174	89.7%
茨城県	268	266	99.3%	266	99.3%	266	99.3%
栃木県	61	56	91.8%	58	95.1%	60	98.4%
群馬県	145	145	100.0%	145	100.0%	145	100.0%
埼玉県	238	238	100.0%	238	100.0%	238	100.0%
千葉県	353	347	98.3%	350	99.2%	353	100.0%
東京都	204	204	100.0%	204	100.0%	204	100.0%
神奈川県	331	320	96.7%	325	98.2%	325	98.2%
新潟県	119	114	95.8%	114	95.8%	117	98.3%
富山県	47	43	91.5%	44	93.6%	47	100.0%
石川県	29	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
福井県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
山梨県	122	117	95.9%	121	99.2%	122	100.0%
長野県	248	236	95.2%	236	95.2%	243	98.0%
岐阜県	108	104	96.3%	104	96.3%	106	98.1%
静岡県	262	255	97.3%	261	99.6%	261	99.6%
愛知県	104	104	100.0%	104	100.0%	104	100.0%
三重県	82	70	85.4%	70	85.4%	70	85.4%
滋賀県	70	67	95.7%	67	95.7%	68	97.1%
京都府	65	60	92.3%	60	92.3%	65	100.0%
大阪府	209	199	95.2%	203	97.1%	203	97.1%
兵庫県	291	279	95.9%	281	96.6%	281	96.6%
奈良県	12	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
和歌山県	24	18	75.0%	19	79.2%	19	79.2%
鳥取県	9	7	77.8%	7	77.8%	7	77.8%
島根県	44	35	79.5%	36	81.8%	39	88.6%
岡山県	140	132	94.3%	138	98.6%	139	99.3%
広島県	231	194	84.0%	196	84.8%	202	87.4%
山口県	62	53	85.5%	53	85.5%	53	85.5%
徳島県	90	87	96.7%	87	96.7%	89	98.9%
香川県	47	45	95.7%	45	95.7%	45	95.7%
愛媛県	85	80	94.1%	80	94.1%	80	94.1%
高知県	23	22	95.7%	23	100.0%	23	100.0%
福岡県	83	78	94.0%	78	94.0%	78	94.0%
佐賀県	41	32	78.0%	32	78.0%	37	90.2%
長崎県	71	57	80.3%	61	85.9%	61	85.9%
熊本県	94	94	100.0%	94	100.0%	94	100.0%
大分県	108	69	63.9%	73	67.6%	85	78.7%
宮崎県	156	135	86.5%	135	86.5%	155	99.4%
鹿児島県	105	81	77.1%	81	77.1%	81	77.1%
沖縄県	83	74	89.2%	76	91.6%	82	98.8%
合計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%	5,562	95.9%

※跨道橋数は、平成26年10月1日時点
 ※建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(用途種別)

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべての点検を完了
- 道路法以外の高速道路跨道橋に関しては、所管省庁のあるものは概ね点検が完了
- 引き続き、法定外公共物※の点検実施を促すとともに、定期的な点検の実施と必要な補修を促していく

※法定外公共物...法の適用または準用を受けない里道や水路等の公共物

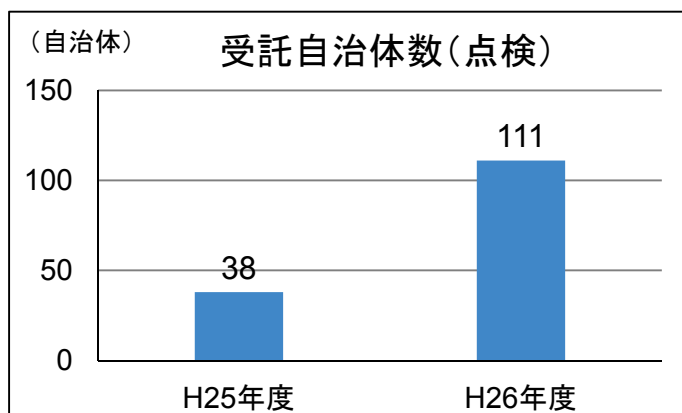
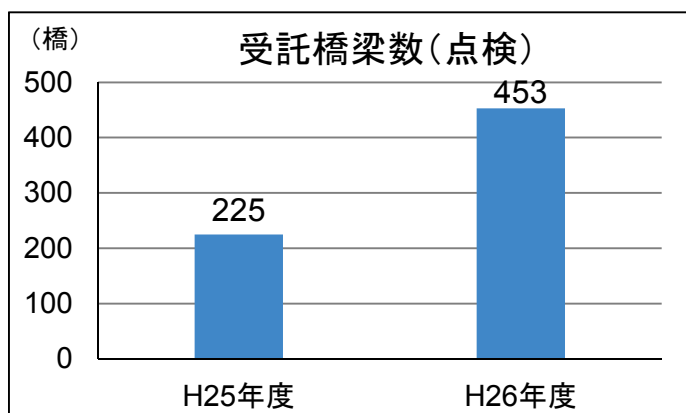
用途種別	跨道橋数 ①	平成27年2月10日公表				平成27年3月31日時点	
		平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み		点検実施数 ④	点検状況 ④/①
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①		
道路法	4,518	4,496	99.5%	4,518	100.0%	4,518	100.0%
高速道路会社管理	928	928	100.0%	928	100.0%	928	100.0%
国土交通省管理	169	169	100.0%	169	100.0%	169	100.0%
地方公共団体管理	3,421	3,399	99.4%	3,421	100.0%	3,421	100.0%
都道府県・政令市	872	865	99.2%	872	100.0%	872	100.0%
市区町村	2,549	2,534	99.4%	2,549	100.0%	2,549	100.0%
道路法以外	1,280	919	71.8%	951	74.3%	1,044	81.6%
公園	21	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%
鉄道	81	81	100.0%	81	100.0%	81	100.0%
港湾	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
空港	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%
農道	129	93	72.1%	101	78.3%	129	100.0%
林道	33	22	66.7%	22	66.7%	33	100.0%
法定外公共物(認定外道路)	609	340	55.8%	357	58.6%	388	63.7%
その他	36	32	88.9%	36	100.0%	36	100.0%
国管理	17	13	76.5%	17	100.0%	17	100.0%
地方公共団体管理	10	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%
民間企業管理	9	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%
水路・水管	208	167	80.3%	170	81.7%	193	92.8%
農業用水	126	104	82.5%	104	82.5%	126	100.0%
上水道	16	15	93.8%	15	93.8%	15	93.8%
下水道	3	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%
工業用水・発電用水	5	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%
法定外公共物(水路)	58	41	70.7%	43	74.1%	44	75.9%
ガス管	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
移管協議中	150	150	100.0%	150	100.0%	150	100.0%
合計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%	5,562	95.9%

※跨道橋数は、平成26年10月1日時点 ※建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

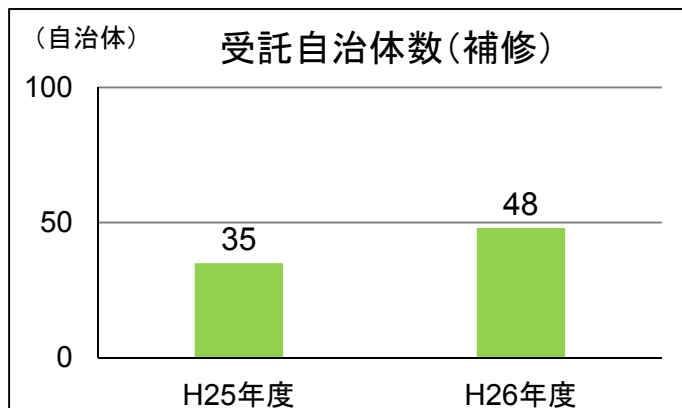
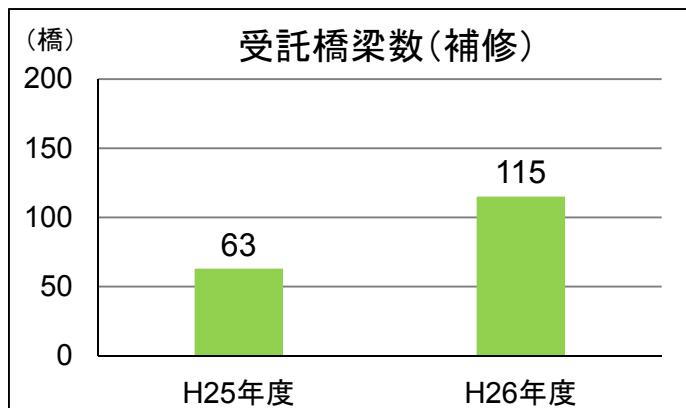
(参考) 高速道路会社による点検・補修の受託

- 高速道路会社では、跨道橋管理者から点検・補修を受託する取り組みを実施
- 点検・補修ニーズの高まりを受け、多数の受託事業を実施しており、引き続き積極的に、地方公共団体などの跨道橋管理者を支援

【点検の状況】



【補修の状況】



点検実施状況



補修実施状況

(参考) 跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋 (道路法上の道路に限る)

※高速道路6社(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社)が管理する道路

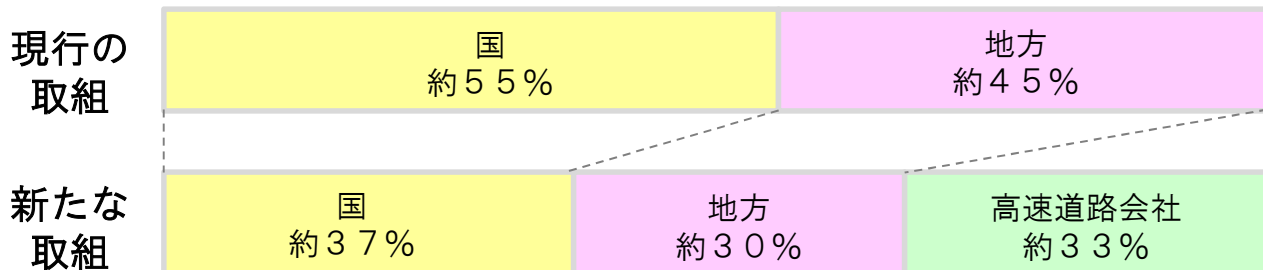


対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する
橋梁の単純撤去

支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる1/3を限度として負担



※社会資本整備総合交付金(道路事業を基幹事業とする場合)の効果促進事業で実施する国費率0.55の場合【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定

※本支援の取組は、当分の間の措置とする

(参考) 高速道路跨道橋に関するこれまでの経緯

平成25年10月1日	国交省から高速道路6会社に対し跨道橋の点検等の対応について要請
平成25年10月31日	会計検査院が高速道路6会社に対して処置要求 (主な内容) <ul style="list-style-type: none">・ 跨道橋管理者と連絡体制の構築に向けた取組みを早急に講じること・ 使用される見込みがなく不要な跨道橋はできるだけ早期に撤去するよう跨道橋管理者に対し求めること
平成25年10月～	跨道橋連絡協議会 (平成25年12月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年3月～	道路メンテナンス会議 (平成26年7月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年6月11日	参議院警告決議 (主な内容) <ul style="list-style-type: none">・ 緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うこと・ 点検体制の抜本的な見直しを行うこと・ 跨道橋管理者に対する技術支援及び情報提供を行うこと
平成26年6月25日	道路橋定期点検要領の策定
平成26年7月1日	改正道路法施行規則の施行 (5年に1度の近接目視による全数監視を義務化)
平成27年1月30日	点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に対し、所管の管理者に点検促進等を周知するよう要請
平成27年2月10日	高速道路跨道橋の点検状況(平成27年1月1日時点)を公表

平成27年度の取り組みについて

資料-2

分類	名称	概要	備考
研修	橋梁点検現地研修会	自治体職員を対象に座学・現地研修	H27: 第2～3四半期に開催予定 ※H26実績: 1会場、47名参加
見学	橋梁の現地見学会	一般の方を対象に老朽化対策の取り組みを紹介	H27: 第2～3四半期に開催予定 ※H26実績: 1会場、33名参加
広報	老朽化対策パネル展	道路施設の老朽化の現状や対策の取り組みについて展示	H27: 随時開催予定 ※H26実績: 5会場で実施



平成26年度 橋梁点検現地研修会講習の様子(H26.9.10)



平成26年度 橋梁点検現地研修の様子(H26.9.10)

平成27年度の取り組みについて

資料-2



パネル展:道の駅「上品の郷」(H26.7.14~H26.7.23)



平成26年度 学生による橋梁点検実習の様子(H26.8.5)



平成26年度 体験型実習施設による打音体験の様子(H26.11.15)



平成26年度 現地見学会の様子(伸縮装置を見学)(H26.11.15)